

## 7 特定家畜伝染病発生に備えた防疫体制強化の取組

熊谷家畜保健衛生所

○三井 彩加・中島 敏行

### I はじめに

豚熱や口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等特定家畜伝染病は、家畜伝染病予防法に規定される家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるとされる疾病である。特定家畜伝染病が実際に発生した時は、発生農場で飼養されている全ての家畜を速やかにと殺し、死体及び汚染物品の封じ込め、畜舎の消毒、周辺農場の移動制限、疫学関連農場や移動制限区域内農場の清浄性確認等を行うことで、疾病の終息を図り、まん延を防止する。

本県で特定家畜伝染病が発生した場合、「埼玉県特定家畜伝染病防疫事務の手引」に基づき、知事を本部長とした「埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部（以下、緊急対策本部）」、庁内関係各課の情報共有を図るための「埼玉県特定家畜伝染病緊急対策部会」、現地の防疫対策を実施する「埼玉県特定家畜伝染病現地対策本部」を設置し、対策にあたる(図1)。県内どの農場で発生しても各家畜保健衛生所の役割は事前に決まっており、熊谷家畜保健衛生所は、発生農場担当として発生農場における防疫作業の総括の役割を担っている(図2)。

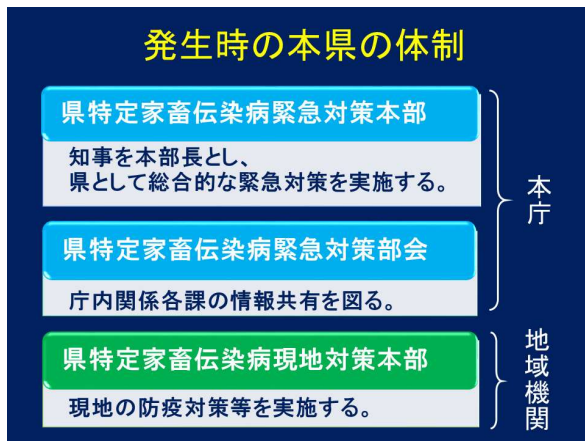


図1：特定家畜伝染病発生時の本県の体制

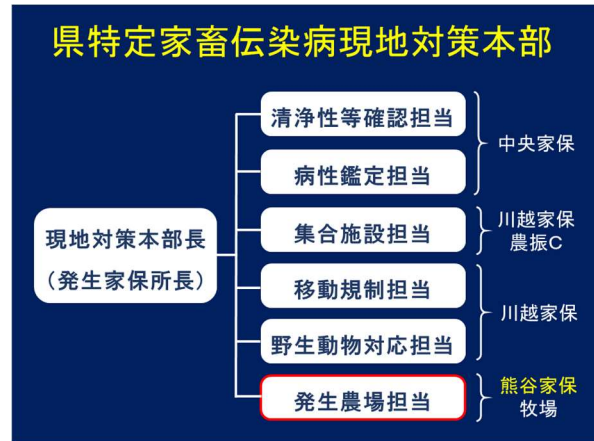


図2：現地対策本部の主な役割分担

### II 県内における豚熱発生と保健医療部獣医師の応援

令和元年に県内で5例6農場の豚熱が発生した際、発生農場担当は動員作業者を指揮し、7,612頭の殺処分、死体や汚染物品の埋却を実施した。9月13日に1例目の豚熱が発生してから、11月9日まで連続的に5例が発生し、11月1日からは防疫作業と並行して、予防的豚熱ワクチンの接種が開始された(図3)。



図 3 : 豚熱 5 例の防疫作業とワクチン接種の開始

当時の発生農場担当は、当所の職員を中心に家畜防疫員12名で構成されていたが、豚熱の連続発生に係る対応には獣医師が不十分なため、延べ145名の保健医療部獣医師を動員し殺処分を実施した。また、豚熱ワクチン接種のため、保健医療部獣医師149名を新たに家畜防疫員に任命した。農林部獣医師の追加任命と合わせ、これまで59名だった本県の家畜防疫員は、232名に増員された（図4）。

保健医療部獣医師は、1例目から5例目までの農場での防疫作業に、延べ145名、豚熱ワクチン接種には、延べ154名動員された。豚熱ワクチンは、4例目、5例目の防疫作業と並行しながらも、12月6日までに管内48農場、62,618頭の初回接種を完了させた。保健医療部獣医師の協力なしでは作業を終えることができなかったことから、部局を越えた連携が重要であると再認識させられた（図5）。

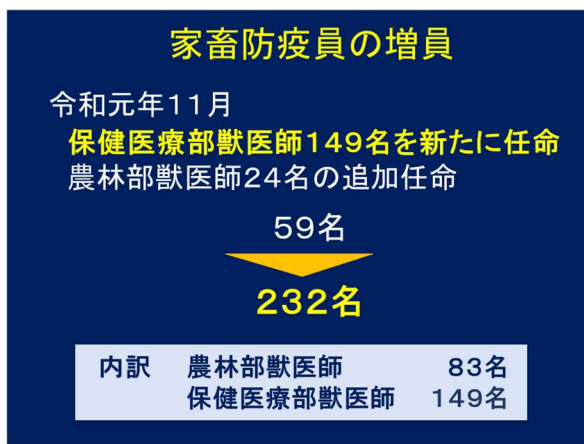


図 4 : 家畜防疫員の増員

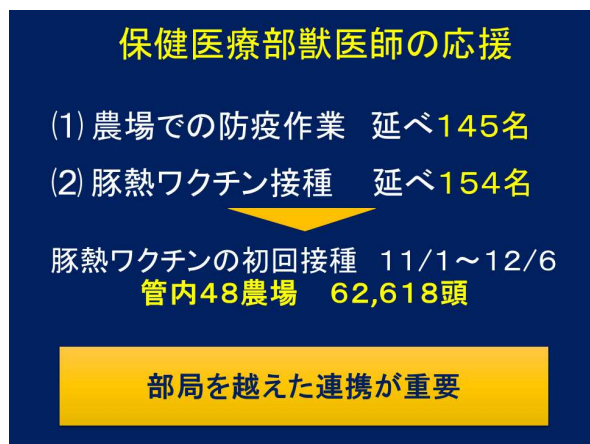


図 5 : 保健医療部獣医師の応援

本県では、食品安全局長の下に、保健医療部と農林部の部局を横断した組織が形成され、食品の安全性確保のための連携が進んでいる。現在の家畜防疫員の人数は140名であり、保健医療部獣医師51名を引き続き任命している。保健医療部獣医師は、豚熱発生時

は患畜等のと殺を、高病原性鳥インフルエンザ発生時はサブリーダーとして動員作業者を指揮することとなっている。

### Ⅲ 高病原性鳥インフルエンザ防疫演習

特定家畜伝染病発生に備えた防疫体制を構築するため、発生農場担当として保健医療部獣医師との連携を強化している。発生農場担当では、高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫作業手順を確認するため、生きた鶏を使った演習を毎年行っているが、今年度初めて保健医療部の食肉衛生検査センターから4名の家畜防疫員が参加した。

演習は、①捕鳥、②殺処分、③封入といった、大きく3つの作業に分けて実施した。捕鳥作業は、ガラ袋とプラスチック段ボールで作成した鶏をガラ袋に入れるためのシューターを使用した。ケージが高い所にある場合も同様に、長いシューターを用いて、捕鳥者と袋の保持者の2人1組となって捕鳥した(図6)。鶏の殺処分は、炭酸ガスポンプを使用し、袋に炭酸ガスを充満させることで実施した。その後、埋却処分を想定したフレコンバックへの投入、焼却処分を想定した密閉容器への封入作業を確認した。生きた鶏50羽を使用し、より実践に近い演習となった(図7)。

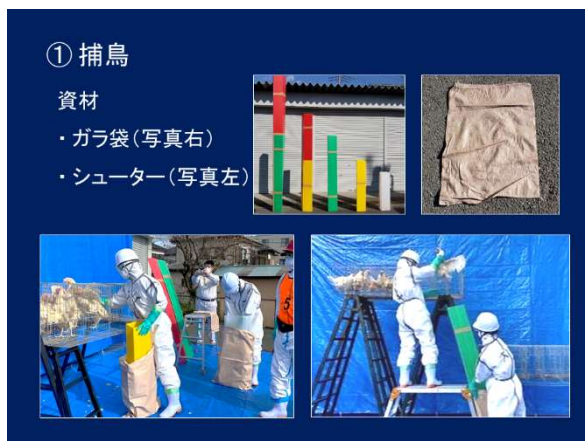


図 6 : 捕鳥



図 7 : 殺処分、封入

本演習の様子は動画撮影し、発生農場担当マニュアルとして既存のマニュアルとともに活用している。動画にすることにより、作業の流れやポイントが目で見えてわかるようになり、内容の理解や作業性の向上につながった。

演習終了後、食肉衛生検査センターからの参加者を対象とし、項目ごとに5段階評価(十分理解できた、やや理解できた、ふつう、やや難しかった、理解できなかった)のアンケートをとった。殺処分、焼却作業、埋却作業といった作業内容の理解に加え、サブリーダーとしての自分の役割については参加者全員が十分理解できたという結果となった。この度の防疫演習に保健医療部獣医師も加わったことにより、家畜防疫員としての役割の認識を共有し、防疫意識の強化につながったものと考えられる。

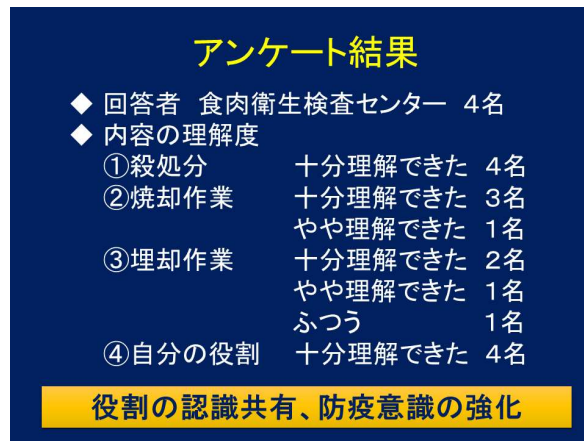


図 8 : アンケート結果

### III その他の保健医療部との連携

食品の安全性確保に向けた保健医療部との連携として、食肉衛生検査センターが保有すると畜検査データの家畜保健衛生所への共有も実施している。本庄と畜場に週3回出荷している管内養豚1農家のと畜検査データが、現在週1回メールで提供されている(図9)。家畜保健衛生所は豚熱ワクチン接種のため当該農家には週1回立入りしており、と畜検査結果の説明や検査データを活用しながらの細やかな衛生対策指導を行うことで、疾病の発生予防につなげていきたいと考えている。

これに加え、家畜保健衛生所職員のと畜検査への立会いも実施している。令和3年11月から12月にかけて、熊谷と畜場と本庄と畜場のと畜検査に4回立会い、出荷後の家畜の様子やと畜後の内臓及び枝肉の病変の発生状況を確認した(図10)。今後は、と畜検査員が農場に行き、と畜検査員の視点を生産現場にフィードバックする機会を作る予定である。これらの取組を継続的に行うことで、本県の安全・安心な食肉供給の観点からも連携を強めていく。

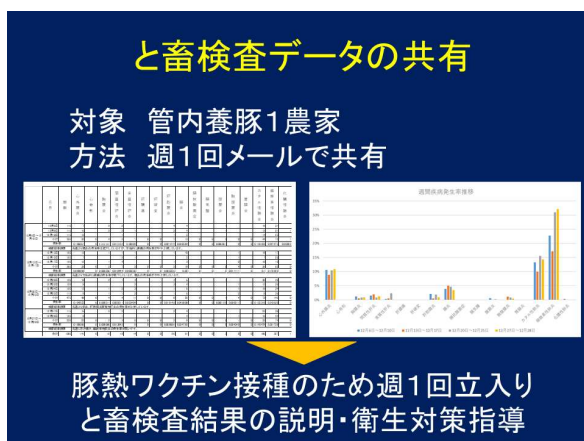


図 9 : と畜検査データの共有



図 10 : と畜検査への立会い

#### IV まとめ

本県では保健医療部の獣医師を家畜防疫員に任命しており、豚熱発生時は患畜等のと殺を、高病原性鳥インフルエンザ発生時はサブリーダーとして動員作業者を指揮することとなっている。今年度、発生農場担当が開催した鳥インフルエンザ防疫演習に、初めて保健医療部の家畜防疫員が参加したことで、家畜防疫員の役割共有や防疫意識の強化といった成果が得られた。また一方で、と畜検査データの共有やと畜検査への立会いといった食品の安全性確保に向けた連携も進めている。今後もこのような取組を引き続き実施することで、特定家畜伝染病の発生に備えた防疫体制の強化につなげていく。